

仰決裁

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣文部省

職甲 九二七號

外務省件

東京高等師範學校教授兼東京女子高等師範學校教授永井道明
右ハ別記ノ理由デ文官令限令第十一條第一項
第四號ニ依ツテ休職ヲ命ジタウゴサイマスカラ
至急御認可ヲ願ヒマス。

大正九年五月二十八日

文部大臣中橋徳五郎



五月廿九日

六月 翌日

内閣總理大臣原 敬殿

文部省

めくられず

理由

同人ハ此度歐米諸國ニ於ケル體育狀況視察ノ
爲メ海外旅行ノ義ヲ願出デマシタガ、右ハ教育上
ニモ裨益スル所ガ歟ナイト認メマスカラ、休職ヲ
命ジ、願意ヲ許可シタイノデアリマス。

文
部
省